

第 3 3 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 2 年 1 2 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第33回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成22年12月 8日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

| 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 北川 正 | 2 | 佐藤 祥一 | 3 | 大場 健二 |
| 4 | 数山 善一 | 5 | 白井 一宏 | 6 | 川上 幸夫 |
| 7 | 青地 修 | 8 | 村上 隆司 | 9 | 瀬川 英幸 |
| 10 | 一色 悟 | 11 | 菊地 利夫 | 12 | 中瀬 実 |

4 出席した委員 次のとおり

| 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 北川 正 | 2 | 佐藤 祥一 | 3 | 大場 健二 |
| 4 | 数山 善一 | 5 | 白井 一宏 | 6 | 川上 幸夫 |
| 7 | 青地 修 | 8 | 村上 隆司 | 9 | 瀬川 英幸 |
| 10 | 一色 悟 | 11 | 菊地 利夫 | 12 | 中瀬 実 |

5 欠席した委員

なし

6 遅刻した委員

なし

第33回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

7番 青地 修 君

8番 村上 隆司 君

両君に指定決定する。

附議事項

- 日程第2 報告第1号 農業委員会事務監査結果の報告について
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による一時転用の完了について
- 日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第6 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限について)
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第3号 土地の現況証明書下付について
- 日程第10 議案第4号 平成22年度上富良野町農業委員会建議について

第 3 3 回上富良野町農業委員会議事 進行

開会（13時30分） （着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第33回農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
11番 菊地委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」 ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第33回上富良野町農業委員会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名は、
7番 青地 修 君、 8番 村上 隆司 君に決定いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農業委員会事務監査結果の結果について」の件を議題といたします。 事務局より、報告第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「報告第1号朗読」

議 長 報告第1号について、補足説明をいたします。 委員長 北川正君。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第5条の規定による一時転用について」の件を議題といたします。 事務局より、報告第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「報告第2号朗読」

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
事務局より、報告第3号を朗読させます。

事務局 「報告第3号朗読」

議 長 報告第3号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第3号を終わります。

議 長 日程第5 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
事務局より、諮問第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「諮問第1号朗読」

議 長 提案に関する補足説明をいたします。 8番 村上 委員

村上委員 11月25日に斡旋が行われて、成立した案件です。〇〇〇さんと〇〇〇さんが、平成12年から農地法3条の賃貸借をしていました。
〇〇〇さんが相続により農地を引き継ぎ、賃貸期間満了になることから、斡旋の申し出があり再賃貸が成立し引き続き〇〇〇さんが借りることになりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第1号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により
○番 ○○○委員の退席を求めます。

(○○委員退席)

事務局より、諮問第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「諮問第2号朗読」

議 長 提案に関する補足説明をいたします。 8番 村上 委員

村上委員 11月25日に斡旋が行われて、成立した案件です。○○○さんと○○○さんが、平成12年から斡旋による賃貸借をしていました。
○○○さんが、相続により農地を引き継ぎ賃貸期間満了になることから斡旋の申し出があり再賃貸が成立して、引き続き○○○さんが借りることになりました。土地は、北○○号道路沿いの○○○さんの自宅に隣接した畑です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、諮問第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番 ○○○委員の退席を解きます。

(数山委員着席)

議 長 日程第7 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 1番 2番について、7番 青地委員。

青地委員 1番について、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子で経営移譲をすることとなり、使用貸借を結ぶものです。〇〇〇さんは、緑町に住んでいますが、東中にかよってきて農作業を行っています。

2番は、〇〇〇さんと〇〇〇さんが平成19年から平成30年まで斡旋による賃貸借をしています。〇〇〇さんの経営移譲により、〇〇〇さんが引き継ぐことになったものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 3番 4番について、11番 菊地委員。

菊地委員 3番について、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子で経営移譲をすることとなり、使用貸借を結ぶものです。

4番は、〇〇〇さん名義の土地で相続代表者の〇〇〇さんと〇〇〇さんが平成20年から平成26年まで斡旋による貸貸借をして いますが、〇〇〇さんの経営移譲により、〇〇〇さんが引き継ぐことになったものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号 4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 5番 6番 9番について、9番 瀬川委員。

瀬川委員 5番について、〇〇〇さんと6番の〇〇〇さんは親子で〇〇〇さんが経営規模を縮小することとなり、〇〇〇さんと賃貸借を結ぶものです。
6番は、〇〇〇さんは経営の縮小をすることとなり、5番と同じく〇〇〇さんと賃貸借を結ぶものです。
土地は、5番6番ともに〇線と鉄道に隣接する自宅周辺の水田です。

9番は、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子で経営移譲をすることとなり、使用貸借を結ぶものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 5番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号 6番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号 9番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号 7番 8番について、1番 北川委員。

北川委員 7番、8番について、〇〇〇さんと〇〇〇さんは夫婦でございます。それぞれの名義で、農地を持っています。経営は、〇〇〇さんが行っていた農地でございます。離農することとなり、売買で斡旋申出がなされ当該地区に一次公開で周知したところ、該当者が見当たらないということで締め切った段階で取り下げをして、3条の扱いとして同じ地区の株式会社〇〇〇との売買が成立したところではあります。

場所は、東 線北 号で〇〇〇川との間の農地です。

以上、慎重審議をお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号 7番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 つづいて、議案第1号 8番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議 長 事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第2号について、11番 菊地委員。

菊地委員 日の出公園を出発地に冬季間クロスカントリーコースとして、町民を始めスキー愛好者のスポーツ振興のため、圧雪車によるコース設定及びスキー滑走に使用するため一時転用を行うものです。
コースの設営は、積雪した雪の上に行い農地の形状変更等を行わないことから、農地、農作物に対する影響は少ないと思われます。
コースの管理等は、教育委員会が行います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

川上委員 まだ、はじまっていませんが、申請地は中山間地域等直接支払制度の対象地になっていませんか。
また、対象地の場合対応はどのように考えていますか。

事務局長 申請地の中で、〇〇〇さんの〇〇〇番5の農地が事業の対象地になっていることを、中山間地域事務担当者と確認をしています。所有者が事業の対象地として申請された時は、該当する農地を除外して一時転用をするように教育委員会担当者と調整協議をしています。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第3号「土地の現況証明下付について」の件を議題といたします。事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第3号 1番 2番について、5番 白井委員。

白井委員 1番2番について先月18日に村上委員、一色委員とともに現地調査をしてきましたので、土地の現況を説明いたします。
1番について、申請地は〇〇〇地区にあり町道に隣接する土地で、町道拡張に伴い残地として残ったものです。南側にある山林に隣接し、面積の狭く細長い土地で既に山林と一体化し、効率的に農地として活用することは困難な生産性の低い土地で、農地外とすること問題はないと判断されます。
2番は、〇〇〇さんは酪農をされていて申請地を草地として利用していることから、事業面積の確定のため現況証明願が出されたことから調査をしてきました。〇〇〇番168の内は登記地目山林ですが一部を伐採し開墾されて牧草地となっています。〇〇〇番4は、〇〇〇道路沿いの高台の奥です。登記地目は、畑ですが一部木が生えていましたが開墾して全部を農地として、牧草地として利用するものです。 慎重審議よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

北川委員 農業補助申請ということですが、畑でなかったところを畑と認めるということですか。

白井委員 開墾して、畑に利用するものです。

事務局長 〇〇〇番4地目は、畑ですが一部に木が生えていて、牧草地として利用していなかったのが補助の対象面積から外していましたが、全面積を補助対象面積としたいということで、木を撤去して牧草地としたものです。

北川委員 申請目的が、農業補助申請となったのはなぜか。

事務局長 地目変更登記を目的としたものではなく、補助事業の手続きの関係で現況が畑として利用しているということの証明なのでこのようになりました。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。 これより、議案第3号 1番を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第3号 2番を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第3号 3番について、11番 菊地委員。

菊地委員 3番について、10月22日農地パトロールの際に佐藤委員、白井委員並びに皆さんとともに現地を見ていただいたところです。
申請地は所有者の住居から離れた〇〇〇ダムの北側にあり、急傾斜地で数年前までは、酪農家が草地として利用していましたが、機械の横転など作業に危険を伴うことから利用がされなくなりました。
また、隣接する農地とは、間に第三者の土地があり一体として利用することができないことから、原野状態が進み現状は農地外と判断されます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第3号3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第4号「平成22年度上富良野町農業委員会建議について」
の件を議題といたします。

事務局より、議案第4号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第4号について、3番 大場委員(農政推進委員長)

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
先日、配布いたしました原案に項目に5番を追加してあります。
墓は、変更は加えていませんが、修正等のご意見をいただきたいと思
います。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。
第33回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告 3 件、諮問 2 件 議案 4 件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後 1 4 時 3 5 分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成 2 2 年 1 2 月 8 日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印